

# 法律の専門家の見解

昨年12月、鳩を轢いたタクシードライバーが鳥獣保護法違反として逮捕された。記者のもとにも「防衛運転の対象に鳩や猫も加えなくてはいけないのか」といった疑問も寄せられた。法律の専門家に見解を聞くことができたので共有したい。

(小倉太郎)

## よつば総合法律事務所 川田啓介弁護士

よつば総合法律事務所(千葉県千葉市)でも報道を見る限りに所属する川田啓介だが、今回の事件で弁護士は「野生の鳩は、目撃者に通報されずに轢いて逮捕された件について一般的な感覚としては、どうして逮捕までされるのか、と感じる人も



川田弁護士

多いただろう。あくまでも報道を見る限りだが、今回の事件で目撃者に通報されずに轢いて逮捕された件について一般的な感覚としては、どうして逮捕までされるのか、と感じる人も

多いただろう。あくまでも報道を見る限りだが、今回の事件で目撃者に通報されずに轢いて逮捕された件について一般的な感覚としては、どうして逮捕までされるのか、と感じる人も

た場合にはドライバーに刑事罰のような被害が及ぶ可能性は非常に低いとこのことだ。一方で「道路運送会社への影響も交通法上、物損事故として警察に報告をする義務があるため、110番通報する必要はあると考えられる」と補足。

岡氏は「今回の事件は自動車の運転をする人なら誰もが起こり得る。わざと轢いたような場合でない

## オーケーパートナーズ法律事務所 岡篤志弁護士

オーケーパートナーズ法律事務所(東京都港区)の岡篤志代表も「まず前提として、鳥獣を捕獲又は殺傷させた場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となる(鳥獣保護法第8条第1項第1号・同法83条1項1号)。そのため、本件では犯罪自体は成立している」としながらも「逮捕されるか否かは別の問題」と指摘。

「逮捕をする場合、逮捕の必要性が必要になる」と岡氏は指摘する。鳥獣の殺傷に罰則はないため、故意的に鳥類を殺傷させるなど悪質な場合でなければ罰則はない。そのため、通常のドライバーには影響はない」と予想。その上で「やむを得ない場合は、クラクションを鳴らしたりライトを照らす、徐行をするなどの行為をして妨害する鳩を回避する行動をしておけば故意的に殺傷をしたとはいえないと思われる。また現実的にもある程度の回避行動を行っておけば刑事罰が科される可能性は低いのでは」としている。



岡弁護士

も夕丸(緑)と...が毎日

## 運送社長の SIDE-B 知られざる側面

「リゴスコ」は信州産のりんごを使ったご当地辛味調味料。長野から全国へ精密機器輸送サービスを展開する大三ロジテック(有賀荘一郎社長、長野県上伊那郡箕輪町)の関連企業である大三(同所)が開発した。りんご農家を営む友人からの相談が開発のきっかけとなった。りんごといえば、長野県を代表する名産品の一つ。旬の季節には多くのりんごが全国へ出荷される一方、加工品としての用途

## 信州りんごを使った調味料

大三元ロジテック 有賀荘一郎社長  
は限られる。りんごジュースにされるのが一般的だが、需要は限定的で、農家にとっては悩みの種となっていた。そこで、同社が提案したのが「リゴスコ」だった。

信州りんごの辛うま調味料!  
**RIGOSCO**  
リゴスコ®

納豆のたれとしても美味しいですよ。

スープに加えたりしても美味しいですよ。

楽しみ方いろいろ♪

唐辛子のピリツとした辛さが同居する独特のもの。公式Webサイト経由で様々なレシピを提案する。納税の返礼品として購入が可能となった。商品の製造は、シールやスタンプなどの軽作業については障害者労働施設に依頼しているという。新たな物流需要を創出することや引当のドライバーを念頭に商品の画開発をスタートしたが、事業を進めていく中地域社会へのという効果も期待している。

(田川信)